

特記仕様書

(目的)

第1条 この特記仕様書は、春日部市に係る工事の施行に起因する地盤変動により建物その他工作物（以下、「建物等」という。）に損害等が生じたものであると認められるとき、当該損害等に対する措置を迅速かつ的確に行うため、工事の完了後、建物等の状況について調査を行う地盤変動影響事後調査に関して適用するものとする。なお、特に定めのない事項については、埼玉県地盤変動影響調査等仕様書（以下「県仕様書」という。）によるものとする。

(適用の範囲)

第2条 この特記仕様書は、以下の業務委託に適用するものとする。

(1) 業務名称 春日部消防署武里分署・春日部消防団第7分団車庫事業工事

地盤変動影響事後調査業務委託

(2) 委託箇所 春日部市備後西五丁目地内

(別紙1「調査区域(対象建物等)」による。)

(業務内容)

第3条 本委託の業務内容は、次のとおりとする。

(1) 打合せ協議

(2) 建物等の現況調査

(3) 事後調査書等の作成、結果確認書の徴取等

(成果物)

第4条 成果品は、県仕様書のとおりとする。なお、その他必要となるものについては、監督員の指示によるものとする。

2 成果物はすべて発注者の所有とし、発注者の承諾を受けないで他に公表、貸与又は使用してはならない。

(その他)

第5条 この特記仕様書に定めのない事項については、監督員と協議を行い定めるものとする。

2 業務遂行のための資料として、申し出により春日部消防署武里分署新築工事地盤変動影響事前調査業務委託及び春日部消防署武里分署・春日部消防団第7分団車庫解体工事地盤変動影響事前調査業務委託における調査報告書を貸与するものとする。

3 埼玉県県土整備部・都市整備部用地事務取扱要綱 別記17「地盤変動影響調査算定要領」（以下「算定要領」という。）については、改訂令和5年4月1日を適用とする。事前調査期間に適用された算定要領と内容が大きく相違するために事後調査に影響する場合は、担当者と協議するものとする。

- 4 樹木調査については、樹木医等の専門的な知識を有する者が樹木診断を行うこと。

埼玉県地盤変動影響調査等仕様書

第1章 総 則

(目的)

第1条 この仕様書は、埼玉県県土整備部及び都市整備部が「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」（昭和61年4月1日建設事務次官通知）第2条（事前調査等）第5号（建物等の配置及び現況）の調査（以下「事前調査」という。）、第4条（損害等が生じた建物等の調査）の調査（以下「事後調査」という。）及び第7条（費用の負担）に係る費用負担額の算定並びに費用負担の説明に係る業務（以下「地盤変動影響調査等」という。）を委託する場合の内容その他必要とする事項を定めるものとし、もって業務の適正な執行を確保するものとする。

2 地盤変動影響調査等の業務の実施上、この仕様書記載の内容により難しいとき又は特に指示しておく事項があるときは、この仕様書とは別に、特記仕様書を定めることができるものとし、適用に当たっては特記仕様書を優先するものとする。

(用語の定義)

第2条 用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 「調査区域」とは、地盤変動影響調査等を行う区域として別途図面等で指示する範囲をいう。
- 二 「監督員」とは、埼玉県標準委託契約約款（以下「約款」という。）第7条に定める者をいう。
- 三 「検査員」とは、約款第13条第2項に定める完了検査において検査を実施する者をいう。
- 四 「現場責任者」及び「技術管理者」とは、地盤変動影響調査等の業務に関し7年以上の実務経験を有する者又はこの地盤変動影響調査等の業務に関する補償業務管理士（（一社）日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。）等、発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有するものと認めた者で、約款第8条により、受注者が発注者に届け出た者をいう。
- 五 「権利者」とは、土地又は建物及びその他工作物の所有者並びに所有権以外の権利を有する者をいう。
- 六 「指示」とは、発注者側の発議により監督員又は検査員（以下「監督員等」という。）が受注者に対し、監督員等の所掌業務に関する方針、基準及び計画等を示して実施させることをいい、原則として、書面により行うものとする。
- 七 「協議」とは、監督員と受注者とが相互の立場で地盤変動影響調査等の内容又は取扱い等について合議することをいう。

八 「報告」とは、受注者が地盤変動影響調査等に係る権利者又は関係者等の情報及び業務の進捗状況等を、必要に応じて監督員に報告することをいう。

九 「調査」とは、建物及びその他工作物（以下「建物等」という。）の現状等を把握するための現地踏査、立入調査又は管轄登記所（調査区域内の土地を管轄する法務局及び地方法務局（支局、出張所を含む。））等での調査をいう。

十 「調査書等の作成」とは、外業調査結果を基に行う各種図面の作成、費用負担額算定のための数量等の算出及び各種調査書の作成をいう。

（基本的処理方針）

第3条 受注者は、地盤変動影響調査等を実施する場合において、この仕様書、埼玉県県土整備部・都市整備部の公共用地の取得に伴う損失補償基準（平成16年県土整備部長制定）、埼玉県県土整備部・都市整備部の公共用地の取得に伴う損失補償基準細則（平成16年県土整備部長制定）及び埼玉県県土整備部・都市整備部の公共用地の取得に伴う損失補償取扱要領（平成16年県土整備部長制定）等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならないものとする。

（業務従事者の資格）

第4条 受注者は、現場責任者又は技術管理者の管理の下に、地盤変動影響調査等に従事する者（補助者を除く。）として、その業務に十分な知識と能力を有する者を当てなければならない。

第2章 地盤変動影響調査等の実施手続き

（地盤変動影響調査等の施行の原則）

第5条 受注者は、約款及びこの仕様書等に準拠し、調査区域内の土地の権利者及び隣接する土地の権利者等（以下「関係人」という。）並びに関係ある他の官公署と協調を保ち、監督員の指示を受けて正確かつ誠実に地盤変動影響調査等を行うとともに、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

一 自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続きを迅速に処理しなければならない。

二 地盤変動影響調査等で知り得た権利者の事情及び成果物の内容を他に漏らしてはならない。本業務が完了した後も同様とする。

三 地盤変動影響調査等が権利者の財産に関するものであり、損害等の有無の立証及び費用負担額算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行うことはもとより、権利者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。

四 権利者からの要望、陳情等があった場合には、十分その意向を把握した上で、速やかに監督員に報告し、指示を受けなければならない。

2 受注者は、費用負担の説明に当たっては、前項各号に掲げるもののほか、次の各号に定める

事項を遵守しなければならない。

- 一 権利者に対し、事業に対する理解と協力が得られるよう権利者の意見を十分聴取して、その後の進め方に資するものとする。
- 二 権利者に対し、破損の状況及び復旧の方法等について十分な説明を行い、費用負担について基本的な納得が得られるよう努めるものとする。

(提出書類)

第6条 受注者は、次の各号に掲げる書類を、監督員の指定する期日までに提出しなければならない。

- 一 現場責任者、技術管理者通知書
- 二 経歴書
- 三 委託業務工程表
- 四 その他監督員が必要と認める書類

2 受注者は、地盤変動影響調査等が完了したときは、速やかに関係図書を点検整備し、必要な書類を整えて、監督員に提出しなければならない。

(現地踏査)

第7条 受注者は、地盤変動影響調査等の着手に先立ち調査区域の現地踏査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概況を把握するものとする。

(監督員の指示等)

第8条 受注者は、地盤変動影響調査等の実施に先立ち、現場責任者及び技術管理者を立ち会わせた上監督員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。

2 受注者は、地盤変動影響調査等の実施に当たりこの仕様書、特記仕様書又は監督員の指示について疑義が生じたときは、監督員と協議するものとする。

(協議、報告及び指示)

第9条 受注者は、当該業務において監督員に対して行う協議及び報告は、協議（報告）書（様式第4号）を作成しこれを提出することにより行うものとする。

2 監督員は、前項に定める協議（報告）書が提出され、それに対する指示を行うときは、同書類に指示事項を記入し受注者に交付することにより行うものとする。

3 協議（報告）書には、受注者、監督員それぞれ記名することとする。

(作業計画の策定)

第10条 受注者は、地盤変動影響調査等を着手するに当たっては、この仕様書及び特記仕様書並びに現地踏査の結果等を基に作業計画を策定するものとする。

2 受注者は、前項の作業計画が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。

(関係図書の貸与)

第11条 受注者は、業務を実施するに当たって必要な関係図書等を発注者から貸与を受けるものとする。

- 2 貸与を受ける関係図書等及びその数量は、関係図書等引渡通知書（様式第 1 号）により行うものとする。
- 3 受注者は、関係図書等を受領したときは、関係図書等受領書（様式第 2 号）を発注者に提出するものとする。
- 4 受注者は、業務が完了したときは、完了した日から 3 日以内に関係図書等返納書（様式第 3 号）とともに貸与された関係図書等を発注者に提出するものとする。

（立入り及び立会い）

第 1 2 条 受注者は、地盤変動影響調査等のために権利者の占有する土地、建物等に立ち入ろうとする場合は、あらかじめ、権利者の同意を得なければならない。

- 2 受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあつては立入りの日及び時間を、あらかじめ、監督員に報告するものとし、同意が得られないものにあつてはその理由を付して、速やかに監督員に報告し、その指示を受けるものとする。
- 3 受注者は、地盤変動影響調査等を行うため土地、建物等の立入り調査を行う場合には、権利者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを得ることができないときは、あらかじめ、権利者の了解を得ることをもって足りるものとする。

（身分証明書の携帯）

第 1 3 条 受注者は、発注者から交付された身分証明書を地盤変動影響調査等に従事する者に常時携帯させるものとする。

- 2 地盤変動影響調査等に従事する者は、関係人から請求があつたときは、身分証明書を提示しなければならない。
- 3 受注者は、地盤変動影響調査等が完了したときは、速やかに身分証明書を発注者に返納しなければならない。

（監督員への進捗状況の報告）

第 1 4 条 受注者は、地盤変動影響調査等の進捗状況について報告を求められたときは、これに応じなければならない。

- 2 受注者は、前項の進捗状況の報告に現場責任者及び技術管理者を立ち会わせるものとする。
- （成果物の一部提出等）

第 1 5 条 受注者は、地盤変動影響調査等の実施期間中であっても、監督員が成果物の一部の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。

- 2 受注者は、前項で提出した成果物について監督員が確認を行うときは、現場責任者及び技術管理者を立ち会わせるものとする。
- 3 受注者は、発注者が必要と認めたものについては、監督員の指示により第 2 0 条、第 2 1 条、第 2 4 条及び第 3 4 条に定める成果物の提出に先立って、仮提出をしなければならない。

（成果物の提出）

第 1 6 条 受注者は、第 2 0 条、第 2 1 条、第 2 4 条及び第 3 4 条により成果物を提出する際

は、種類別に編集し、表紙に年度、工事名、箇所（地区）名、業務の名称及び受注者名等を記載するとともに目次を付した上、容易に取り外すことが可能な方法により編綴するものとする。この場合において、当該業務の実施に当たり使用した野帳等の原簿を提出するものとする。

（検査）

第 17 条 受注者は、検査員が地盤変動影響調査等の完了検査を行うときは、現場責任者及び技術管理者を立ち会わせるものとする。

2 受注者は、検査のために必要な資料の提出その他の処置について、検査員からの指示に速やかに従うものとする。

第 3 章 地盤変動影響調査

（地盤変動影響調査）

第 18 条 地盤変動影響調査とは、事前調査及び事後調査をいう。

（調査）

第 19 条 地盤変動影響調査は、算定要領により行うものとする。

2 亀裂の計測の単位は、幅についてはミリメートルとし、長さについてはセンチメートルとする。さらに、幅については、0.5mm単位で計測する。

0.3mm 未満	→	ヘアー
0.3mm 以上 0.5mm 以下	→	0.5mm
0.5mm 超 1.0mm 以下	→	1.0mm
1.0mm 超 1.5mm 以下	→	1.5mm
1.5mm 超 2.0mm 以下	→	2.0mm
（以降 0.5mm 単位で）		

3 前項により難い場合は、監督員の指示により必要な調査を行うものとする。

（事前調査書等の作成等）

第 20 条 受注者は、事前調査を行ったときは、算定要領により、次の調査書及び図面を作成し、成果物として提出するものとする。

- 一 調査区域位置図
- 二 調査区域平面図
- 三 建物等調査一覧表
- 四 建物等調査図（平面図、立面図等）
- 五 建物等調査書
- 六 損傷調査書
- 七 写真集等
- 八 その他必要と認められるもの

(事前調査実施後の説明)

第21条 受注者は、地盤変動影響調査の事前調査を実施した後は、次の事項について建物等の所有者へ説明を行うものとする。

- 一 工事実施前から既に発生している建物外部の損傷箇所と損傷内容
- 二 工事実施前から既に発生している建物内部の損傷箇所と損傷内容
- 三 柱の傾斜について調査した箇所と現在の傾斜の状況
- 四 工事実施後の地盤沈下の有無を確認するために行う、事前の水準測量等を行った箇所と現在の状況

(確認書の徴取)

第22条 受注者は、前条による説明を行った場合には、建物等所有者から地盤変動影響調査(事前調査)結果確認書(様式第11号)に署名・押印を求めるものとする。

2 前項の地盤変動影響調査(事前調査)結果確認書は2部作成し、相手方に1部を交付する。
(損傷程度の具体的説明方法)

第23条 受注者は、第21条に定める損傷程度等の説明において、建物等所有者の了解が得られたときは、損傷内容等の詳細説明を省略することができる。

なお、詳細の説明を省略した場合においても、概要と損傷箇所・調査箇所を説明したうえで前条による確認書を徴取するものとする。

(事前調査結果の交付)

第24条 第21条から前条までに定める説明と確認書の徴取を行う中で、建物等の所有者から事前調査結果の成果物の写しを求められたときは、速やかに監督員に協議し、指示を受けるものとする。

(事後調査書等の作成等)

第25条 受注者は、事後調査を行ったときは、算定要領により、第20条各号の調査書及び図面を作成し、成果物として提出するものとする。

(確認書(事後調査)の徴取)

第25条の2 受注者は、損傷調査書及び図面等を基に、損傷等の変化の有無や新たに生じた損傷箇所等の説明を行い、建物等所有者から地盤変動影響調査(事後調査)結果確認書(様式第12号)に署名・押印を求めるものとする。

2 前項の地盤変動影響調査(事後調査)結果確認書は2部作成し、相手方に1部を交付する。

第4章 算定

(費用負担の要否の検討)

第26条 費用負担の要否の検討は、発注者が事前調査及び事後調査の結果を比較検討して、損傷箇所の変化又は損傷の発生が公共事業に係る工事の施行によるものと認めたものについて、建物等の全部又は一部が損傷し、若しくは損壊したことにより、建物等が通常有する機能

を損なっているものであるかの検討を行うものとする。

2 前項の検討結果については、速やかに監督員に報告するものとする。

(費用負担額の算定)

第27条 受注者は、費用負担の算定を指示された場合は、算定要領により損害等が生じた建物等の費用負担額の算定を行うものとする。

2 前項により難しい場合は、監督員の指示する方法により費用負担額の算定を行うものとする。

(費用負担額算定書等の作成等)

第28条 受注者は、費用負担額の算定を行ったときは、算定要領により、次の各号に掲げる資料等を作成し、成果物として監督員に提出するものとする。

- 一 費用負担額算定調書（総括表）
- 二 費用負担額算定調書
- 三 建物等の費用負担額算定書
- 四 その他必要と認められるもの

第5章 費用負担の説明

(費用負担の説明)

第29条 費用負担の説明は、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）について権利者に理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。

(連絡調整等)

第30条 受注者は、本業務の実施に当たり疑義を生じたとき及び関係機関等に連絡、折衝を行う必要が生じたときは、直ちに監督員に報告し、その指示を受けるものとする。

(概況ヒアリング等)

第31条 受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、監督員から当該工事の内容、被害発生の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、費用負担の内容等、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。

2 受注者は、費用負担の説明の対象となる区域について現地踏査を行い、現地の状況及び説明対象とされた建物等を把握するものとする。

3 受注者は、現地踏査後に費用負担の説明の対象となる権利者と面接し、費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

(説明資料の作成等)

第32条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行い、説明資料等概要書（様式第5号）を作成し、その内容等について監督員と協議するものとする。

- 一 説明対象建物等及び権利者ごとの処理方針の検討

二 権利者ごとの費用負担の内容等の確認

三 権利者に対する説明用資料の作成

(事業損失台帳の作成)

第 3 3 条 受注者は、事業損失台帳（様式第 6 号）を作成し、本業務の実施段階に応じ適切な整備を行うものとする。

(権利者に対する説明)

第 3 4 条 権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。

一 2 名以上の者を一組として権利者と面接すること。

二 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと。

2 受注者は、あらかじめ、監督員と協議した費用負担額について費用負担額提示書（様式第 7 号）を作成し、監督員の確認を受けた後、権利者に交付するものとする。

3 受注者は、正当な事由により費用負担額を改定する必要があると認められるときは、監督員に協議し、承認を得なければならない。

4 権利者に対しては、第 2 8 条において作成した説明用資料を基に費用負担の内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。

(費用負担の説明の記録及び確認)

第 3 5 条 受注者は、権利者に費用負担の説明を行ったときは、その経過及び内容を費用負担説明日誌（様式第 8 号）に記録し、必要に応じて監督員の確認を受けるものとする。

(説明後の措置)

第 3 6 条 受注者は、費用負担の説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて監督員に報告するものとする。

2 受注者は、当該権利者に係る費用負担の内容等の全てについて、権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに監督員にその旨を報告するものとする。

3 受注者は、権利者が説明を受け付けない、又は費用負担の内容等若しくはその他事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督員にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

(契約締結の際の同行)

第 3 7 条 受注者は、前条第 2 項において費用負担の内容等全てについて権利者の理解が得られ、契約を締結することについて合意した際には、速やかに監督員に報告するものとする。

2 受注者は、前項の規定により報告した後、監督員の求めに応じて契約締結に同行するものとする。

(費用負担の説明業務の完了)

第 3 8 条 受注者は、公共事業に係る工事の施行者と当該権利者全てとの間で費用負担に関する契約を締結したとき又は当該業務の履行期限が到来したときは、権利者の最終状況を記載

した費用負担説明報告書（様式第 10 号）及び費用負担額を記載した個人別一覧表（様式第 9 号）を作成し、成果物として、次の各号に掲げる資料等とともに綴り込み、監督員に提出するものとする。

- 一 説明資料等概要書（様式第 5 号）
- 二 事業損失台帳（様式第 6 号）
- 三 費用負担説明日誌（様式第 8 号）
- 四 協議（報告）書（様式第 4 号）
- 五 その他必要と認められるもの

第 6 章 業務実績データの登録

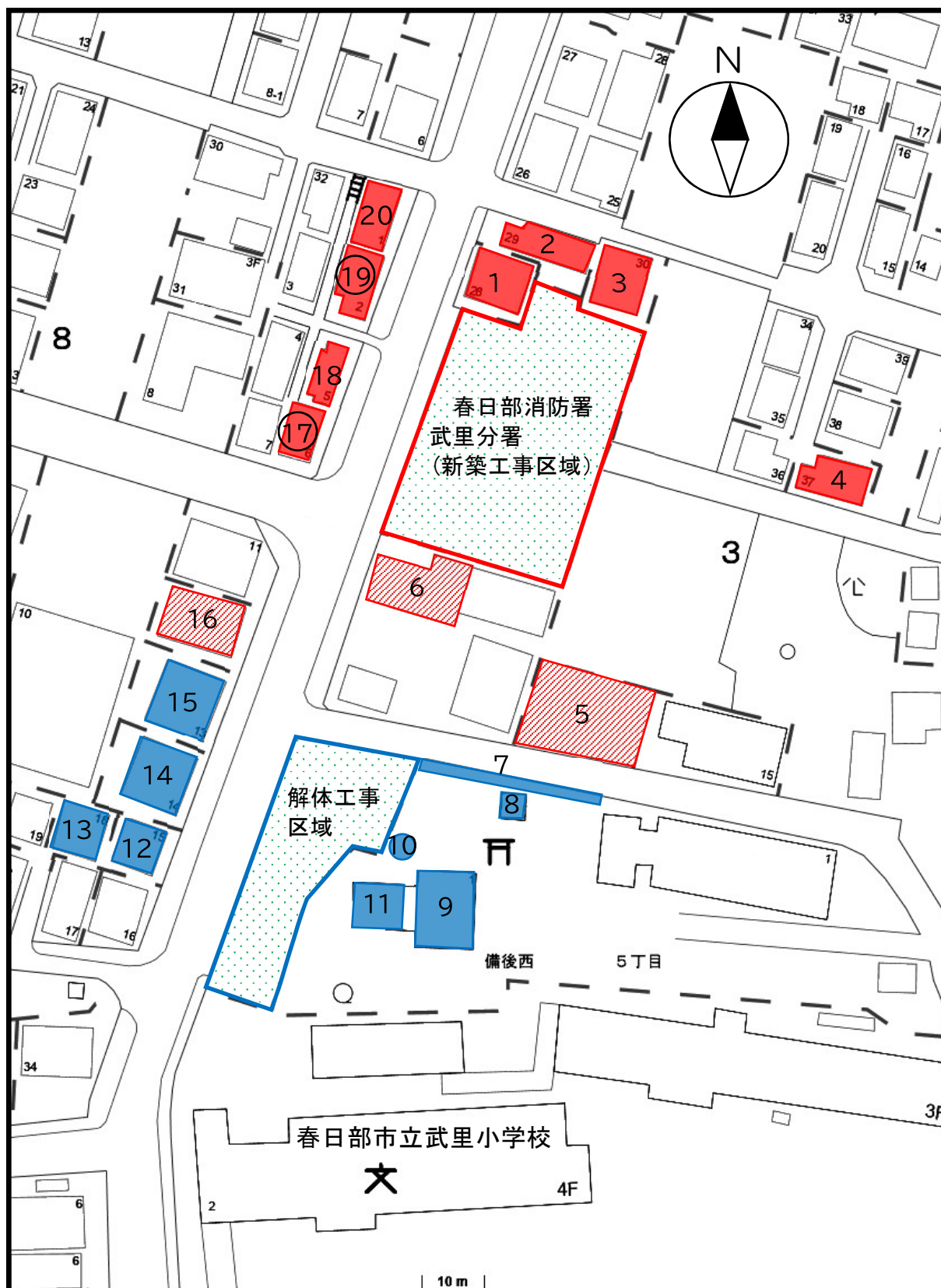
（業務実績データの作成・登録）

第 39 条 受注者は、契約時又は変更時において、委託金額が 100 万円以上の業務委託について、測量調査設計業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務実績データ」を作成し、監督員の確認を受けた上、受注時は契約後 10 日以内に、登録内容の変更時は変更後 10 日以内に、完了時は業務完了後 10 日以内に、登録内容の訂正時は訂正後 10 日以内（いずれも土曜日・日曜日・祝日・12 月 29 日～1 月 3 日（この条において「休日」という。）を除く。）に（一財）日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

また、（一財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。

なお、変更時と完了時の間が休日を除き 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

調査区域(対象建物等)



対象建物等：各工事に先立ち地盤変動影響事前調査を実施した建物及び工作物等
(番号を付したもの)



：2件の工事による地盤変動影響の範囲とした建物等を示す。

調査対象建物一覧

名 称	規 格	数量	単位	建 物 番 号									
木造建物 A	70㎡未満	5	棟	14	⑪	18	⑫	20					
	70㎡以上 130㎡未満	8	棟	1	3	4	6	12	13	15	16		
木造特殊建物	50㎡未満	3	棟	8	9	11							
非木造建物 A	200㎡未満	1	棟	2									
附帯工作物等	100㎡未満	1	箇所	7									
	100㎡以上 300㎡未満	1	箇所	5									
樹木調査	カシ、ムク 各1本	1	式	10									

凡例

○(マル) 囲み数字；事前調査にて内部調査を辞退した建物等